

議 第 3 号

令和 9 年度幹線計画申請、フィーダー計画申請について

令和 9 年度幹線計画申請、フィーダー計画申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 4 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 27 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 草津市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 草津市草津 3 丁目 13 番 30 号
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年5月27日

（名称）草津市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**（目的）**

草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、地域幹線である近江大橋線（近江鉄道）を運行し、近隣市との広域移動や通勤・通学をはじめとする比較的大量な移動を支える。

（必要性）

草津市内では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及、昨今の原油価格・物価高騰や運転手不足（2024年問題）も影響し、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。

一方、草津市では高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想される。

これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（1）事業の目標**

地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス等の年間利用者数 14.6 万人を上回る利用者数を目指す。

また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線の収支差を 108,552 千円以下で維持する。また、幹線補助の要件について、前年度実績（輸送量 27.1、運行回数 4.6、平均乗車密度 5.9）を上回る数値を目指します。

（2）事業の効果

バス交通不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。

また、中心市街地や市内拠点へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市内の学校にモビリティマネジメントを実施 ・主にバス交通不便地における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスとデマンド型交通などを組み合わせた新たな移動手段の検討 ・交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の促進 ・運行ダイヤや運行状況等を簡単に確認できる検索システムの促進 ・効率的な路線を実現するため、各停留所のニーズを把握できる乗降システムを運用 ・コミュニティバスでこども（小学生以下）無料乗車実証実験を実施し、公共交通の新規利用者を獲得
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
草津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額の一部を負担することとしている。 「表 2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
まめバスの利用者数：運行事業者の実績報告より評価 補助路線の収支差：運行事業者の収支報告より評価
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「別添 2」を添付。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
（１）事業の目標
地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス等の年間利用者数 14.6 万人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められるため、幹線系統を含む市の補助路線の収支差を 108,552 千円以下で維持する。また、幹線補助の要件について、前年度実績（輸送量 27.1、運行回数 4.6、平均乗車密度 5.9）を上回る数値を目指します。
（２）事業の効果
古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いを防ぐことができ、新しい車両で運行することで、利用者が快適に利用できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「表 6」及び「表 7」を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

（直近 3 年の開催状況）

- ・ 令和 5 年 6 月 7 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・ 令和 5 年 7 月 28 日 地域公共交通計画の策定について協議
- ・ 令和 5 年 10 月 25 日 地域公共交通計画の策定について協議
- ・ 令和 5 年 12 月 7 日 地域公共交通計画の策定について協議
- ・ 令和 6 年 1 月 29 日 地域公共交通計画の策定について協議
- ・ 令和 6 年 2 月 21 日 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議
※書面開催
- ・ 令和 6 年 6 月 14 日 地域公共交通計画認定申請の内容について協議
- ・ 令和 6 年 8 月 28 日 地域公共交通計画における各施策の取組予定について協議
- ・ 令和 6 年 10 月 31 日 民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議
- ・ 令和 7 年 1 月 17 日 民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議
- ・ 令和 7 年 5 月 29 日 地域公共交通計画認定申請の内容について協議
- ・ 令和 7 年 11 月 18 日 令和 8 年度フィーダー計画の変更申請について協議
- ・ 令和 8 年 2 月 2 日 まめバス、まめタク各路線の利用実績について報告
- ・ 令和 8 年 5 月 27 日 令和 9 年度フィーダー計画申請、幹線計画申請について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行い、利用者等の意見を反映した。

今後もアンケートやワークショップなどを通して利用者のニーズ把握に努める。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

（所 属）草津市役所 都市計画部 交通政策課

（氏 名）南部 慶道

（電 話）077-561-2343

（e-mail）kotsu@city.kusatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R8 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,493,299 千円	営業外収益	42,076 千円	経常収益(イ)	2,535,375 千円
	営業費用	2,610,688 千円	営業外費用	6,254 千円	経常費用(ロ)	2,616,942 千円
	営業損益	△ 117,389 千円	営業外損益	35,822 千円	経常損益	△ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km				経常収支率	96.88 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,551,369.0 km				経常収支率	96.07%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	518円. 28銭	559円. 41銭	596円. 99銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	558円. 22銭	446円. 82銭	446円. 82銭	111円. 40銭	578円. 38銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
北近畿	令和 7年 1月 24日	基準期間の 当年度	1	15.40%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率		
				起点	主な 経由地	終点		()			チ	オ	オ÷チ＝ク			リ	ヌ	ル	ル÷チ				
																						①＝カッコ内	②
北近畿	8	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,887.5 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km 16.4km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,887.5 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km 16.4km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	往 10.2km 復 10.2km 10.2km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	0%	37.804%
	草津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,887.5 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km 16.4km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	往 6.2km 復 6.2km 6.2km	(平均)	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	(平均)	0%	62.195%
	合計			系統										往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km			

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場 合			3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間にお ける実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノーh=ノ	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f	
北 近 畿	8		100%	55350.0 . km	24,731,487円	283円.16銭	14円.00銭	14円.00銭	283円.16銭	297円. 16銭	15,521,893円	55,507.1Km	279円. 63銭	16,524,576円	55,612.4Km	297円. 13銭	17,472,013円	55,514.0Km	314円. 73銭	15,672,906円
	大津市		37.804%	20924.5 . km	9,349,489円	283円.16銭	14円.00銭	14円.00銭	283円.16銭	297円. 16銭	5,867,896円	20,983.9Km	279円. 63銭	6,246,951円	21,023.7Km	297円. 13銭	6,605,120円	20,986.5Km	314円. 73銭	5,924,984円
	草津市		62.195%	34425.49 . km	15,381,998円	283円.16銭	14円.00銭	14円.00銭	283円.16銭	297円. 16銭	9,653,997円	34,523.2Km	279円. 63銭	10,277,625円	34,588.7Km	297円. 13銭	10,866,893円	34,527.5Km	314円. 73銭	9,747,922円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
北近畿	8		9,058,581円	11,129,169円	9,058,581円	9,058,581 円	9,058,581 円	9,058,581 円	9,058 千円	4,529.0 千円	15,224,571円	10,695,571円
	大津市		3,424,505円	4,207,270円	3,424,505円	3,424,506 円	3,424,506 円	3,424,506 円	3,424 千円	1,712.0 千円	5,755,495円	4,043,495円
	草津市		5,634,076円	6,921,899円	5,634,076円	5,634,075 円	5,634,075 円	5,634,075 円	5,634 千円	2,817.0 千円	9,469,076円	6,652,076円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		2,264,500円	21.17%	2,264,500円	21.17%		%	6,166,571	58%	
	大津市		856,000円	21.17%	856,000円	21.17%	円	%	2,331,495	58%	
	草津市		1,408,500円	21.17%	1,408,500円	21.17%	円	%	3,835,076	58%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R8 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,493,299 千円	営業外収益	42,076 千円	経常収益(イ)	2,535,375 千円
	営業費用	2,610,688 千円	営業外費用	6,254 千円	経常費用(ロ)	2,616,942 千円
	営業損益	△ 117,389 千円	営業外損益	35,822 千円	経常損益	△ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km				経常収支率	96.88 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,551,369.0 km				経常収支率	96.07%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	518円. 28銭	559円. 41銭	596円. 99銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	558円. 22銭	446円. 82銭	446円. 82銭	111円. 40銭	578円. 38銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿	令和 7年 1月 24日	基準期間の 前年度	0.666666667	15.40%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な 経由地	終点																		
											①＝カッコ内	②	①×②＝③	チ		オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ			(チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ラ
北近畿	8	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,898.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,898.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	0%	37.804%
	草津市	無	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	366	日	1,898.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	0%	62.195%
合計			系統											往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km		. Km		往 . Km 復 . Km		. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック都道府県外 乗入部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ＝g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノーh＝ノ"	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f			
北 近 畿	8		100%	55694.4	. km	24,885,371円	287円.83銭	9円.33銭	9円.33銭	287円.83銭	297円. 16銭	15,521,893円	55,507.1km	279円. 63銭	16,524,576円	55,612.4km	297円. 13銭	17,472,013円	55,514.0km	314円. 73銭	16,030,519円	
	大津市		37.804%	21054.7	. km	9,407,665円	287円.83銭	9円.33銭	9円.33銭	287円.83銭	297円. 16銭	5,867,896円	20,983.9km	279円. 63銭	6,246,951円	21,023.7km	297円. 13銭	6,605,120円	20,986.5km	314円. 73銭	6,060,177円	
	草津市		62.195%	34639.69	. km	15,477,706円	287円.83銭	9円.33銭	9円.33銭	287円.83銭	297円. 16銭	9,653,997円	34,523.2km	279円. 63銭	10,277,625円	34,588.7km	297円. 13銭	10,866,893円	34,527.5km	314円. 73銭	9,970,342円	
合計					. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
北近畿	8		8,854,852円	11,198,416円	8,854,852円	8,854,852 円	8,854,852 円	8,854,852 円	8,854 千円	4,427.0 千円	15,059,208円	10,632,208円
	大津市		3,347,488円	4,233,449円	3,347,488円	3,347,488 円	3,347,488 円	3,347,488 円	3,347 千円	1,673.5 千円	5,692,983円	4,019,483円
	草津市		5,507,364円	6,964,967円	5,507,364円	5,507,364 円	5,507,364 円	5,507,364 円	5,507 千円	2,753.5 千円	9,366,225円	6,612,725円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	8		2,213,500円	20.82%	2,213,500円	20.82%		%	6,205,208	58%	
	大津市		836,700円	20.82%	836,700円	20.82%	円	%	2,346,083	58%	
	草津市		1,376,800円	20.82%	1,376,800円	20.82%	円	%	3,859,125	58%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R8 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,493,299 千円	営業外収益	42,076 千円	経常収益(イ)	2,535,375 千円
	営業費用	2,610,688 千円	営業外費用	6,254 千円	経常費用(ロ)	2,616,942 千円
	営業損益	△ 117,389 千円	営業外損益	35,822 千円	経常損益	△ 81,567 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,383,514.0 km				経常収支率	96.88 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,382,428 千円	営業外収益	63,621 千円	経常収益(イ)	2,446,049 千円
	営業費用	2,542,988 千円	営業外費用	3,134 千円	経常費用(ロ)	2,546,122 千円
	営業損益	△ 160,560 千円	営業外損益	60,487 千円	経常損益	△ 100,073 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,551,369.0 km				経常収支率	96.07%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	518円. 28銭	559円. 41銭	596円. 99銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	558円. 22銭	446円. 82銭	446円. 82銭	111円. 40銭	578円. 38銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合	改定率 コ
北近畿	令和 7年 1月 24日	基準期間の 前々年度	0.333333333	15.40%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×②＝③	系統キロ程			地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程			系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程			他路線との競合部分に係るキロ程			他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ	
			起点	主な経由地	終点																					
										チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル			ル÷チ								
北近畿	8	無	近江大橋線	津波駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,690.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	大津市	無	近江大橋線	津波駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,690.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.2km 復 10.2km	(平均) 10.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	37.804%
	草津市	無	近江大橋線	津波駅西口	イオンモール草津	浜大津	365	日	1,690.0 (4.6)	回	6.4	29.4	人	往 16.4km 復 16.4km	(平均) 16.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 6.2km 復 6.2km	(平均) 6.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	62.195%
合計			系統	/	/	/	/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	/	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	/	/	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はののうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'	ツ×ミなし運行回数÷①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北近畿	8		8,554,266円	11,145,656円	8,554,266円	8,554,266円	8,554,266円	8,554,266円	8,554千円	4,277.0千円	14,729,391円	10,452,391円
	大津市		3,233,854円	4,213,503円	3,233,854円	3,233,855円	3,233,855円	3,233,855円	3,233千円	1,616.5千円	5,568,298円	3,951,798円
	草津市		5,320,412円	6,932,153円	5,320,412円	5,320,411円	5,320,411円	5,320,411円	5,321千円	2,660.5千円	9,161,093円	6,500,593円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

3-14

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
北近畿	第1号(9-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	57		R8 . 10	現金
北近畿	第2号(9-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	57		R8 . 10	現金
北近畿	第3号(9-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	57		R8 . 10	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法)ホ×0.4=ト (定額法)ホ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号(9-1)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
第2号(9-2)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
第3号(9-3)	21,963,700	4,002,300		25,966,000	25,965,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	10,386,396	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
近江八幡市	3,070,797	559,571		3,630,368	3,630,368	2,097,185	838,874		838,874	1,452,147	838,874	12	838,874 円	419	1,258,311
竜王町	2,211,465	402,981		2,614,446	2,614,446	1,510,309	604,124		604,124	1,045,778	604,124	12	604,124 円	302	906,185
東近江市	13,889,355	2,530,966		16,420,321	16,420,320	9,485,666	3,794,267		3,794,267	6,568,126	3,794,267	12	3,794,267 円	1,897	5,691,399
日野町	2,792,083	508,782		3,300,865	3,300,865	1,906,840	762,735		762,735	1,320,345	762,735	12	762,735 円	382	1,144,105
計	65,891,100	12,006,900		77,898,000	77,897,997	45,000,000	18,000,000		18,000,000	31,159,188	18,000,000		18,000 千円	9,000	27,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1					円	
A市					円	
B市					円	
2					円	
A市					円	
B市					円	
計					千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
	18,000	9,000
近江八幡市	2,517	1,257
竜王町	1,812	906
東近江市	11,383	5,691
日野町	2,288	1,146

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号 (9-1)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396	円	56.7%	
	近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429	円		
	竜王町	151,031円						592,747	円		
	東近江市	948,567円						3,722,559	円		
	日野町	190,684円						747,661	円		
	第2号 (9-2)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396	円	56.7%	
	近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429	円		
	竜王町	151,031円						592,747	円		
	東近江市	948,567円						3,722,559	円		
	日野町	190,684円						747,661	円		

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第3号 (9-3)	1,500,000円	%	円	%	円	%	5,886,396	円	56.7%	
	近江八幡市	209,719円	%	円	%	円	%	823,429	円	%	
	竜王町	151,031円						592,747	円		
	東近江市	948,567円						3,722,559	円		
	日野町	190,684円						747,661	円		
	合計	4,500,000円	%	円	%	円	%	17,659,188	円	%	

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号
北近畿	第3号(6-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(8-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(8-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第4号(8-4)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(9-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(9-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(9-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ タ)の額＝ウ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
第1号(6-1)	15,000,000	4,149,496	1,659,798		1,659,798	2,818,560	1,659,798	12	1,659,798円	829.8	2,489,698
大津市	5,700,000	1,576,808	630,723		630,723	1,071,053	630,723	12	630,723円	315.0	946,085
草津市	9,300,000	2,572,688	1,029,075		1,029,075	1,747,507	1,029,075	12	1,029,075円	514.8	1,543,613
第2号(6-2)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,543,736	1,512,000	12	1,512,000円	756.0	2,268,000
野洲市	2,850,000	718,200	287,280		287,280	483,310	287,280	12	287,280円	144.0	430,920
守山市	12,150,000	3,061,800	1,224,720		1,224,720	2,060,426	1,224,720	12	1,224,720円	612.0	1,837,080
第3号(6-3)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,293,752	1,512,000	12	1,512,000円	756.0	2,268,000
近江八幡市	2,097,185	528,491	211,396		211,396	320,695	211,396	12	211,396円	106.0	317,094
竜王町	1,510,309	380,598	152,239		152,239	230,952	152,239	12	152,239円	76.0	228,359
東近江市	9,485,666	2,390,388	956,155		956,155	1,450,518	956,155	12	956,155円	478.0	1,434,233
日野町	1,906,840	480,523	192,210		192,210	291,587	192,210	12	192,210円	96.0	288,314
第1号(7-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,076,272	2,160,000	12	2,160,000円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	430,101	301,995	12	301,995円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	309,741	217,485	12	217,485円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	1,945,366	1,365,936	12	1,365,936円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	391,064	274,584	12	274,584円	137.0	411,877
第2号(7-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,076,272	2,160,000	12	2,160,000円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	430,101	301,995	12	301,995円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	309,741	217,485	12	217,485円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	1,945,366	1,365,936	12	1,365,936円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	391,064	274,584	12	274,584円	137.0	411,877
第1号(8-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325円	252.0	754,987

竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
第2号(8-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
第3号(8-3)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
第4号(8-4)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,880,552	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	822,174	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	592,097	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,718,730	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	747,551	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
計	135,000,000	58,509,496	23,403,798		23,403,798	37,330,800	23,403,798		23,404	千円	11,702	35,105,698

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
	23,404	11,702
大津市	631	315
草津市	1,029	515
野洲市	287	144
守山市	1,225	612
近江八幡市	2,829	1,416
竜王町	2,037	1,018
東近江市	12,794	6,396
日野町	2,572	1,286

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(6-1)	414,950円	%	円	%	円	%	1,573,810	円	%	
	大津市	157,681円	%	円	%	円	%	598,372	円	%	
	草津市	257,269円	%	円	%	円	%	975,438	円	%	
	第2号(6-2)	378,000円	%	円	%	円	%	1,409,736	円	%	
	野洲市	71,820円	%	円	%	円	%	267,490	円	%	
	守山市	306,180円	%	円	%	円	%	1,142,246	円	%	
	第3号(6-3)	378,000円	%	円	%	円	%	1,159,752	円	%	
	近江八幡市	52,849円	%	円	%	円	%	161,846	円	%	
	竜王町	38,060円	%	円	%	円	%	116,892	円	%	
	東近江市	239,039円	%	円	%	円	%	733,479	円	%	
	日野町	48,053円	%	円	%	円	%	147,535	円	%	
	第1号(7-1)	540,000円	%	円	%	円	%	1,581,322	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	203,602	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	146,370	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	920,882	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	310,468	円	%	
	第2号(7-2)	540,000円	%	円	%	円	%	1,456,272	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	203,602	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	146,370	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	920,882	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	185,418	円	%	

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,619円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第2号(8-2)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,619円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第3号(8-3)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,619円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	第4号(8-4)	900,000円	%	円	%	円	%	3,180,552	円	%	
	近江八幡市	125,831円	%	円	%	円	%	444,343	円	%	
	竜王町	90,619円	%	円	%	円	%	320,479	円	%	
	東近江市	569,140円	%	円	%	円	%	2,011,590	円	%	
	日野町	114,410円	%	円	%	円	%	404,141	円	%	
	合計	5,850,950円	%	円	%	円	%	19,903,101	円	%	

3年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号
北近畿	第3号(6-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(8-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(8-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第4号(8-4)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(9-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(9-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(9-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ タ)の額＝ウ	普通償却限度額 (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ラ－マ＝フ
第1号(6-1)	15,000,000	2,489,698	995,879		995,879	2,113,926	995,879	12	995,879円	497.9	1,493,819
大津市	5,700,000	946,085	378,434		378,434	803,292	378,434	12	378,434円	189.0	567,651
草津市	9,300,000	1,543,613	617,445		617,445	1,310,634	617,445	12	617,445円	308.9	926,168
第2号(6-2)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,907,808	907,200	12	907,200円	453.6	1,360,800
野洲市	2,850,000	430,920	172,368		172,368	362,484	172,368	12	172,368円	86.0	258,552
守山市	12,150,000	1,837,080	734,832		734,832	1,545,324	734,832	12	734,832円	367.6	1,102,248
第3号(6-3)	15,000,000	2,268,000	907,200		907,200	1,720,313	907,200	12	907,200円	453.6	1,360,800
近江八幡市	2,097,185	317,094	126,838		126,838	240,521	126,838	12	126,838円	63.0	190,257
竜王町	1,510,309	228,359	91,344		91,344	173,214	91,344	12	91,344円	46.0	137,015
東近江市	9,485,666	1,434,233	573,693		573,693	1,087,888	573,693	12	573,693円	287.0	860,540
日野町	1,906,840	288,314	115,325		115,325	218,690	115,325	12	115,325円	57.6	172,988
第1号(7-1)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,307,204	1,296,000	12	1,296,000円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	322,576	181,197	12	181,197円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	232,306	130,491	12	130,491円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	1,459,024	819,562	12	819,562円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	293,298	164,750	12	164,750円	82.0	247,127
第2号(7-2)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	2,307,204	1,296,000	12	1,296,000円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	322,576	181,197	12	181,197円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	232,306	130,491	12	130,491円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	1,459,024	819,562	12	819,562円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	293,298	164,750	12	164,750円	82.0	247,127
第1号(8-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995円	151.0	452,992

竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	448,531	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第2号(8-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	448,531	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第3号(8-3)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	448,531	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第4号(8-4)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,528,336	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	493,305	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	355,259	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,231,241	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	448,531	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第1号(9-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
第2号(9-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
第3号(9-3)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	6,231,840	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800.0	5,400,000
近江八幡市	2,097,185	1,258,311	503,325		503,325	871,288	503,325	12	503,325	円	252.0	754,987
竜王町	1,510,309	906,186	362,474		362,474	627,467	362,474	12	362,474	円	181.0	543,711
東近江市	9,485,666	5,691,400	2,276,560		2,276,560	3,940,877	2,276,560	12	2,276,560	円	1,138.0	3,414,840
日野町	1,906,840	1,144,103	457,641		457,641	792,208	457,641	12	457,641	円	229.0	686,462
計	180,000,000	62,105,698	24,842,279		24,842,279	43,165,319	24,842,279		24,842	千円	12,421	37,263,419

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
	24,842	12,421
大津市	378	189
草津市	617	309
野洲市	172	86
守山市	735	368
近江八幡市	3,207	1,605
竜王町	2,310	1,155
東近江市	14,506	7,253
日野町	2,916	1,457

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(6-1)	248,970円	%	円	%	円	%	1,367,056	円	%	
	大津市	94,609円	%	円	%	円	%	519,684	円	%	
	草津市	154,361円	%	円	%	円	%	847,373	円	%	
	第2号(6-2)	226,800円	%	円	%	円	%	1,227,408	円	%	
	野洲市	43,092円	%	円	%	円	%	233,392	円	%	
	守山市	183,708円	%	円	%	円	%	994,016	円	%	
	第3号(6-3)	226,800円	%	円	%	円	%	1,039,913	円	%	
	近江八幡市	31,710円	%	円	%	円	%	145,812	円	%	
	竜王町	22,836円	%	円	%	円	%	104,378	円	%	
	東近江市	143,423円	%	円	%	円	%	657,465	円	%	
	日野町	28,831円	%	円	%	円	%	132,259	円	%	
	第1号(7-1)	324,000円	%	円	%	円	%	1,335,204	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	186,277	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	134,683	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	844,134	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	170,111	円	%	
	第2号(7-2)	324,000円	%	円	%	円	%	1,335,204	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	186,277	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	134,683	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	844,134	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	170,111	円	%	

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	540,000円	%	円	%	円	%	1,908,336	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	266,806	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	191,888	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	242,885	円	%	
	第2号(8-2)	540,000円	%	円	%	円	%	1,908,336	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	266,806	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	191,888	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	242,885	円	%	
	第3号(8-3)	540,000円	%	円	%	円	%	1,908,336	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	266,806	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	191,888	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	242,885	円	%	
	第4号(8-4)	540,000円	%	円	%	円	%	1,908,336	円	%	
	近江八幡市	75,499円	%	円	%	円	%	266,806	円	%	
	竜王町	54,371円	%	円	%	円	%	191,888	円	%	
	東近江市	341,484円	%	円	%	円	%	1,206,757	円	%	
	日野町	68,646円	%	円	%	円	%	242,885	円	%	
	合計	3,510,570円	%	円	%	円	%	13,938,129	円	%	

3年目以降(令和 11 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(6-1)	近江大橋線	第8号	第8号
北近畿	第2号(6-2)	服部線	第9号	第9号
北近畿	第3号(6-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(7-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(7-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(8-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(8-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(8-4)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第1号(9-1)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第2号(9-2)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号
北近畿	第3号(9-3)	岡屋線、日八線、御園線 神崎線、八幡アウトレット線	第1,2,3,4,5,6,7号	第1,2,3,4,5,6,7号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度ﾌ(2年目のみﾀ)の額＝ウ	普通償却限度額 (定率法)ﾗ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格(円) ﾗ－マ＝ﾌ
第1号(6-1)	15,000,000	1,493,819	597,527		597,527	2,113,926	597,527	12	597,527 円	298.8	896,291
大津市	5,700,000	567,651	227,060		227,060	803,292	227,060	12	227,060 円	114.0	340,591
草津市	9,300,000	926,168	370,467		370,467	1,310,634	370,467	12	370,467 円	184.8	555,700
第2号(6-2)	15,000,000	1,360,800	544,320		544,320	1,907,808	544,320	12	544,320 円	272.2	816,480
野洲市	2,850,000	258,552	103,421		103,421	362,484	103,421	12	103,421 円	52.0	155,131
守山市	12,150,000	1,102,248	440,899		440,899	1,545,324	440,899	12	440,899 円	220.2	661,349
第3号(6-3)	15,000,000	1,360,800	544,320		544,320	1,720,313	544,320	12	544,320 円	272.2	816,480
近江八幡市	2,097,185	190,257	76,103		76,103	240,521	76,103	12	76,103 円	38.0	114,154
竜王町	1,510,309	137,015	54,806		54,806	173,214	54,806	12	54,806 円	27.0	82,209
東近江市	9,485,666	860,540	344,216		344,216	1,087,888	344,216	12	344,216 円	172.0	516,324
日野町	1,906,840	172,988	69,195		69,195	218,690	69,195	12	69,195 円	35.2	103,793
第1号(7-1)	15,000,000	1,944,000	777,600		777,600	2,307,204	777,600	12	777,600 円	388.8	1,166,400
近江八幡市	2,097,185	271,795	108,718		108,718	322,576	108,718	12	108,718 円	54.0	163,077
竜王町	1,510,309	195,736	78,294		78,294	232,306	78,294	12	78,294 円	39.0	117,442
東近江市	9,485,666	1,229,342	491,737		491,737	1,459,024	491,737	12	491,737 円	246.0	737,605
日野町	1,906,840	247,127	98,851		98,851	293,298	98,851	12	98,851 円	49.8	148,276
第2号(7-2)	15,000,000	1,944,000	777,600		777,600	2,307,204	777,600	12	777,600 円	388.8	1,166,400
近江八幡市	2,097,185	271,795	108,718		108,718	322,576	108,718	12	108,718 円	54.0	163,077
竜王町	1,510,309	195,736	78,294		78,294	232,306	78,294	12	78,294 円	39.0	117,442
東近江市	9,485,666	1,229,342	491,737		491,737	1,459,024	491,737	12	491,737 円	246.0	737,605
日野町	1,906,840	247,127	98,851		98,851	293,298	98,851	12	98,851 円	49.8	148,276
第1号(8-1)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000 円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197 円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491 円	65.0	195,736

東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第2号(8-2)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第3号(8-3)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第4号(8-4)	15,000,000	3,240,000	1,296,000		1,296,000	3,528,336	1,296,000	12	1,296,000	円	648.0	1,944,000
近江八幡市	2,097,185	452,992	181,197		181,197	493,305	181,197	12	181,197	円	91.0	271,795
竜王町	1,510,309	326,227	130,491		130,491	355,259	130,491	12	130,491	円	65.0	195,736
東近江市	9,485,666	2,048,904	819,562		819,562	2,231,241	819,562	12	819,562	円	410.0	1,229,342
日野町	1,906,840	411,877	164,750		164,750	448,531	164,750	12	164,750	円	82.0	247,127
第1号(9-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第2号(9-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
第3号(9-3)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,739,104	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080.0	3,240,000
近江八幡市	2,097,185	754,987	301,995		301,995	522,773	301,995	12	301,995	円	151.0	452,992
竜王町	1,510,309	543,711	217,485		217,485	376,480	217,485	12	217,485	円	109.0	326,227
東近江市	9,485,666	3,414,840	1,365,936		1,365,936	2,364,526	1,365,936	12	1,365,936	円	683.0	2,048,904
日野町	1,906,840	686,462	274,584		274,584	475,325	274,584	12	274,584	円	137.0	411,877
計	180,000,000	37,263,419	14,905,367		14,905,367	35,687,111	14,905,367		14,905	千円	7,453	22,358,051

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
	14,905	7,453
大津市	227	114
草津市	370	185
野洲市	103	52
守山市	441	220
近江八幡市	1,924	963
竜王町	1,386	692
東近江市	8,704	4,353
日野町	1,750	874

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(6-1)	149,382円	%	円	%	円	%	1,665,744	円	%	
	大津市	56,765円	%	円	%	円	%	632,527	円	%	
	草津市	92,617円	%	円	%	円	%	1,033,217	円	%	
	第2号(6-2)	136,080円	%	円	%	円	%	1,499,528	円	%	
	野洲市	25,855円	%	円	%	円	%	284,629	円	%	
	守山市	110,225円	%	円	%	円	%	1,214,899	円	%	
	第3号(6-3)	136,080円	%	円	%	円	%	1,312,033	円	%	
	近江八幡市	19,026円	%	円	%	円	%	183,495	円	%	
	竜王町	13,702円	%	円	%	円	%	132,513	円	%	
	東近江市	86,054円	%	円	%	円	%	829,834	円	%	
	日野町	17,299円	%	円	%	円	%	166,191	円	%	
	第1号(7-1)	194,400円	%	円	%	円	%	1,724,004	円	%	
	近江八幡市	27,180円	%	円	%	円	%	241,397	円	%	
	竜王町	19,574円	%	円	%	円	%	173,733	円	%	
	東近江市	122,934円	%	円	%	円	%	1,090,090	円	%	
	日野町	24,713円	%	円	%	円	%	218,785	円	%	
	第2号(7-2)	194,400円	%	円	%	円	%	1,724,004	円	%	
	近江八幡市	27,180円	%	円	%	円	%	241,397	円	%	
	竜王町	19,574円	%	円	%	円	%	173,733	円	%	
	東近江市	122,934円	%	円	%	円	%	1,090,090	円	%	
	日野町	24,713円	%	円	%	円	%	218,785	円	%	

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	第1号(8-1)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	357,006	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	257,636	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%	
	第2号(8-2)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	357,006	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	257,636	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%	
	第3号(8-3)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	357,006	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	257,636	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%	
	第4号(8-4)	324,000円	%	円	%	円	%	2,556,336	円	%	
	近江八幡市	45,299円	%	円	%	円	%	357,006	円	%	
	竜王町	32,623円	%	円	%	円	%	257,636	円	%	
	東近江市	204,891円	%	円	%	円	%	1,616,351	円	%	
	日野町	41,188円	%	円	%	円	%	325,344	円	%	
	合計	2,106,342円	%	円	%	円	%	18,150,657	円	%	

(1) 記載要領

- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員の欄」は、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計金額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請書の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金(再編特例))

事業者名	
------	--

1. 車両取得の概要

(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月
									.
									.

【車両購入費用】

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	当該車両補助金限度額(円)	ホとへのうち少ない方の額(円)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計					
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ					
					ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト=チ	チ×1/2=リ
計									

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
チ	リ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 7.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）

様式 1－5（日本工業規格 A 列 4 番）

事業 者 名			
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日																			令和	年	月	日	実施
運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定					市町村による回数券購入等の有無	備考		
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	運賃改定前適用 の平均賃率×日数		運賃改定後適用 の平均賃率×日数	平均賃率(F)(円)	平均乗車密度(B) (C)×(F)(G)			輸送量(A)×(G)	
															総適用日数								
8	近江大橋	草津駅	イオンモ	浜大津	16.4	4.6	77,899	4.36	339,639.6	16,459,438	55,350.0	480,196	532,379	17,472,013	50.80/1.1×365 365			46.18	6.4	29.4	無		
合計					16.4	4.6	77,899		339,639.6	16,459,438		480,196	532,379	17,472,013	365						有・無		

- 〔記載要領〕
- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）の前々年度（様式 1-8 に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
 - 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあつては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。
 - 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員× 1 人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は (B)÷(C)÷(F) と連算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

近江大橋線 運行系統図

凡	番号	路線名	起 点	経 由 地	終 点	系統色	系統キロ	内、大津市	内、草津市
例	9号	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津		16.4	6.2 37.8%	10.2 62.2%

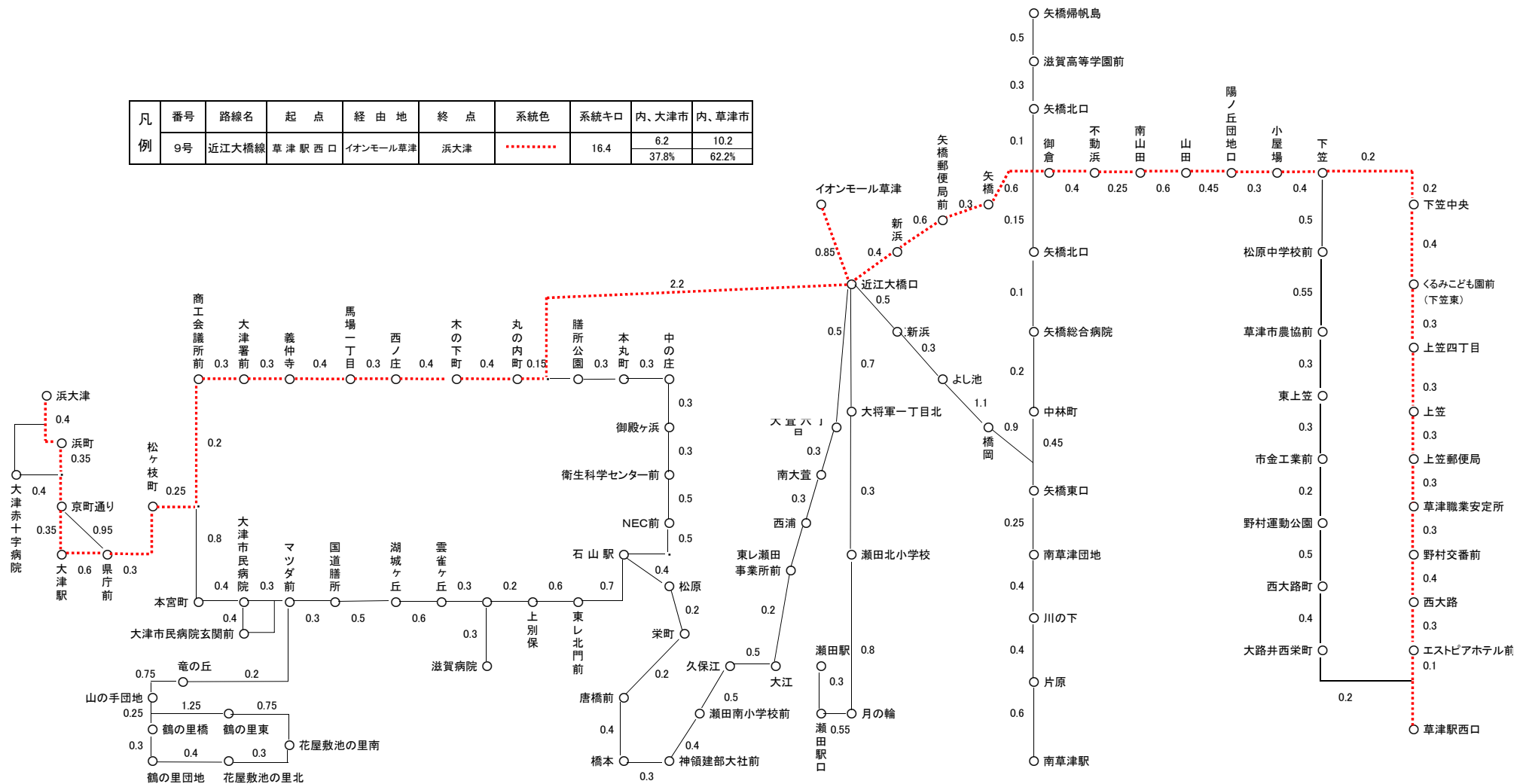


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
滋賀県	近江鉄道(株)	(8) 近江大橋線	2,817.0	
合 計			2,136	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和10年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
滋賀県	近江鉄道(株)	(8) 近江大橋線	2,753.5	
合 計			2,140.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和11年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
滋賀県	近江鉄道(株)	(8) 近江大橋線	2,660.5	
合 計			2,140.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表6 車両の取得計画の概要
(令和9年度)

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
草津市	近江鉄道株式会社	1(継続1両)	515

表6 車両の取得計画の概要
(令和10年度)

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
草津市	近江鉄道株式会社	1(継続1両)	309

表6 車両の取得計画の概要
(令和11年度)

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
草津市	近江鉄道株式会社	1(継続1両)	185

生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

令和8年5月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	継続新規	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度計画期間の取組方針
6	近江大橋線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R2年度～	近江鉄道	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R7年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ: 79.1% 定期券利用含む: 87.3%	引き続き取組を実施
6	近江大橋線	連節バスの活用	継続	H28年度～	近江鉄道 草津市	主に南草津駅と立命館大学を結ぶ路線を運行し、大量輸送を行うことで、バス待ち利用者の混雑解消を図る。	1日28便運行	引き続き関係する事業者と連携し取組を実施

その他バスネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

令和8年5月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
0	全体	学校等における交通環境学習	H28年度～	バス協会・事業者・市町・県	幼稚園・保育園・小学校・養護学校等で交通環境学習を実施	学校での交通環境学習:69校(3531人) 第10回滋賀県交通安全フェア:86名 2025バスの日まつりinびわこ:63名	引き続き取組実施
6	近江大橋線 (草津市)	コミュニティバス「まめバス」、「草津・栗東・守山くるとバス」の運行	H21年度～	市・交通事業者	路線バスでカバーできない地域を中心にコミュニティバス「まめバス」を運行。 平成21年10月～ まめバス実証運行開始 平成25年10月～ まめバス、くるとバス本格運行開始	【利用者数】 ・コミュニティバス「まめバス、草津・栗東・守山くるとバス」: 193,363人	引き続き取組を実施
6	近江大橋線 (草津市)	草津市地域公共交通網形成計画、草津市地域公共交通計画の各種施策の検討・準備・実施	H28年度～	国・県・市・交通事業者・警察・その他関係機関	～R6.5:平成30年度に策定した「草津市地域公共交通網形成計画」に基づき、施策の検討、準備および実施に向け、関係者との協議を実施。 R6.5～:令和6年5月に策定した「草津市地域公共交通計画」に基づき、施策の検討、準備および実施に向け、関係者との協議を実施。	【協議会開催】 H30:2回、R1:2回、R2:1回R3:2回 R4:2回、R5:6回、R6:4回、R7:3回	引き続き計画に基づき各種施策の検討・準備・実施
6	近江大橋線 (草津市)	南草津駅周辺交通対策の検討	R1年度～	国・県・市・交通事業者・警察・その他関係機関	南草津駅前ロータリーの混雑を緩和し、公共交通の利用環境の改善を図る。	【社会実験】 R2:1回、R3:1回 【検討会開催】 R1:4回、R2:1回、R3:2回、R4:2回、R5:2回、R6:1回、R7:1回	引き続き国・県や関係する事業者と連携し取組を実施
6	近江大橋線 (草津市)	デマンド型乗合タクシーの運行	R2年度～	市・タクシー事業者	路線バスやコミュニティバスではカバーできない地域を中心にデマンド型乗合タクシー「まめタク」を運行。 令和4年11月30日～ 志津・志津南学区にて本格運行開始 令和5年11月30日～ 志津・志津南学区にて草津駅接続路線の本格運行開始 令和6年4月1日～ 山田学区、笠縫東・常盤学区にて運行開始	デマンド型乗合タクシー利用: (R7.4.1～R8.3.31)利用実績2,122人、運行実績便1,912便	引き続き取組を実施
6	近江大橋線 (草津市)	コミュニティバスこども(小学生以下)無料乗車実証実験の実施	R7年度～	市・交通事業者	夏休み期間中に小学生以下の運賃を無料にするイベント等を実施し、モビリティマネジメントを推進するとともに、バス利用者の増加を図る。	【R7イベント利用者数(推計)】 こども:1,557人 おとな:1,137人	引き続き取組の実施について検討する
6	近江大橋線 (草津市)	草津市無料送迎バス活用実証事業の実施	R7年度～	市・医療法人	「草津市無料送迎バス活用実証事業」により、公共交通の充実を図るとともに、地域の移動ニーズ等を把握。	【利用者数】 2,136人(R7.5～R8.3)	「草津市無料送迎バス活用実証事業」により把握することができた地域の移動ニーズ等を参考に、既存路線の見直し等について検討する

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 草津市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 草津市草津 3 丁目 13 番 30 号
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:草津市

計画名称:草津市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	位置付け・役割：p 134
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	必要性：p 134
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	事業・実施主体：p 134
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	利用者数：p 125 収支：p 124 支出額：p 124 評価手法：p 157

令和 8 年 5 月 2 7 日

（名称）草津市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
（目的） 草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、地域幹線である近江大橋線（近江鉄道）を基幹軸にコミュニティバス「まめバス」、「草津・栗東・守山くるっとバス」、近江鉄道「上笠平井循環線」を運行する。 （必要性） 草津市内では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及、昨今の原油価格・物価高騰や運転手不足（2024年問題）も影響し、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。 一方、草津市では高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想される。 また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ない人口集中地区以外の地域における生活交通の確保が大きな課題となっている。 これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、既存路線の維持や新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標 地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、上笠平井循環線の年間合計利用者数 14.6 万人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業 108,552 千円以下、まめバス、まめタク、近江大橋線の財政負担の合計を 90,769 千円以下で維持する。
（2）事業の効果 バス交通不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。 また、中心市街地や市内拠点へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市内の学校にモビリティマネジメントを実施 ・主にバス交通不便地における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスとデマンド型交通などを組み合わせた新たな移動手段の検討 ・交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の促進 ・運行ダイヤや運行状況等を簡単に確認できる検索システムの促進 ・効率的な路線を実現するため、各停留所のニーズを把握できる乗降システムを運用 ・コミュニティバスでこども無料乗車実証実験を実施し、公共交通の新規利用者を獲得

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、市から運行事業者への補助金額については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 なお、複数市にまたがる系統における各市の費用負担は距離按分で算出する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
まめバス等の利用者数：運行事業者の実績報告より評価 補助路線の収支差：運行事業者の収支報告より評価 補助路線の財政負担：市の普通会計決算より評価
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（目的） 市民にバスの愛着を持ってもらい、地域で守っていこうとするという意識を育むことが重要であることから、本市コミュニティバス車両を分かりやすく乗りやすい洗練されたマイバス意識の高い乗り物にしていくためにバス車両を更新する。 （必要性） 市民に末永く暮らしていただく公共交通環境の整備を図っていくため、古くなったバス車両を一新し、市民に安心感を与えながら持続的な運行を行っていく必要があるため。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標

地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」とし、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、上笠平井循環線の年間合計利用者数 14.6 万人を上回る利用者数を目指す。 また、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業 108,552 千円以下、まめバス、まめタク、近江大橋線の財政負担の合計を 90,769 千円以下で維持する。
（２）事業の効果
古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いを防ぐことができ、新しい車両で運行することで、利用者が快適に利用できる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
「表 6」を添付。 なお、草津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

（直近 3 年の開催状況）	
・ 令和 5 年 6 月 7 日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・ 令和 5 年 7 月 28 日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和 5 年 10 月 25 日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和 5 年 12 月 7 日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和 6 年 1 月 29 日	地域公共交通計画の策定について協議
・ 令和 6 年 2 月 21 日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 ※書面開催
・ 令和 6 年 6 月 14 日	地域公共交通計画認定申請の内容について協議
・ 令和 6 年 8 月 28 日	地域公共交通計画における各施策の取組予定について協議
・ 令和 6 年 10 月 31 日	民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議
・ 令和 7 年 1 月 17 日	民間送迎バスを活用した補助的交通の実証運行について協議
・ 令和 7 年 5 月 29 日	地域公共交通計画認定申請の内容について協議
・ 令和 7 年 11 月 18 日	令和 8 年度フィーダー計画の変更申請について協議
・ 令和 8 年 2 月 2 日	まめバス、まめタク各路線の利用実績について報告
・ 令和 8 年 5 月 27 日	令和 9 年度フィーダー計画申請、幹線計画申請について協議
19. 利用者等の意見の反映状況	
市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行い、利用者等の意見を反映した。 今後もアンケートやワークショップなどを通して利用者のニーズ把握に努める。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

(所 属) 草津市役所 都市計画部 交通政策課

(氏 名) 南部 慶道

(電 話) 077-561-2343

(e-mail) kotsu@city.kusatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

9年度

R10年度～計画期間最終年度については、R9年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市 栗東市 守山市		(1) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往14.5km 復14.5km	293日	1465.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往12.7km 復13.8km	242日	1210.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
草津市	近江鉄道(株)	(3) 笠縫東常盤線 (右回り)	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往13.9km 循環	293日	879.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 笠縫東常盤線 (左回り)	草津駅 西口	常盤まち づくりセ ンター	草津駅 西口	往13.9km 循環	293日	879.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線 (右回り)	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往13.0km 循環	293日	1414.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 山田線 (右回り・短縮)	木ノ川	北山田 浜	草津駅 西口	往9.8km	293日	146.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 山田線 (左回り)	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往13.1km 循環	293日	1414.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(8) 山田線 (左回り・短縮)	草津駅 西口	北山田 浜	木ノ川	往9.7km	293日	146.5回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 上笠平井循環線 (右回り)	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往7.2km 循環	293日	586.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(10) 上笠平井循環線 (左回り)	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往7.2km 循環	293日	586.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(11) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往11.5km 循環	293日	1465.回			路線定期運行	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(12) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往4.8km 循環	293日	3261.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(13) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往16.0km 復15.1km	293日	2675.回			路線定期運行	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,172
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
草津市地域公共交通計画	令和6年5月31日	

(1)記載要領

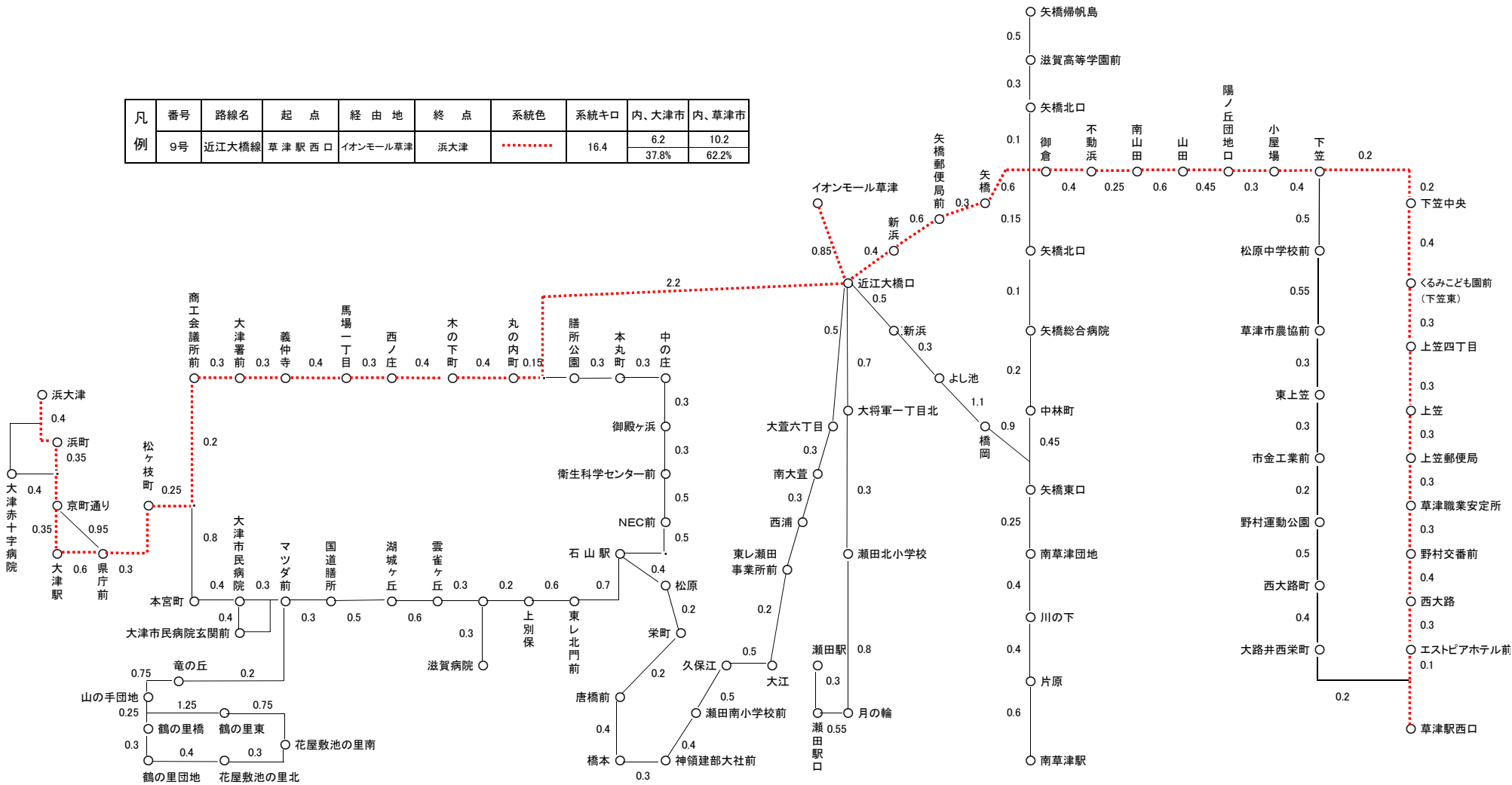
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

近江大橋線 運行系統図

凡	番号	路線名	起 点	経 由 地	終 点	系統色	系統キロ	内、大津市	内、草津市
例	9号	近江大橋線	草津 駅 西 口	イオンモール草津	浜大津		16.4	6.2 37.8%	10.2 62.2%



大宝循環線

草津駅西口	
エストピアホテル前	0.3
西大路	0.2
野村一丁目	0.2
草津年金事務所	0.3
平井会館	0.3
新平井橋	0.3
スダレ西児童遊園	0.4
小平井団地	0.3
小平井	0.3
小平井一区	0.3
小平井口	0.3
マックスバリュース駒井沢	0.5
富田クリニック	0.4
草津ハートセンター	0.3
ひだまりの家	0.7
十里口	0.5
霊仙寺住宅	0.2
コミュニティセンター大宝西	0.2
霊仙寺五丁目	0.4
霊仙寺	0.6
新霊仙寺橋	0.3
大宝郵便局西	0.2
大宝郵便局前	0.2
栗東駅西口	0.4
大宝郵便局前	0.4
北中小路	0.2
二町	0.6
物部小学校前	0.4
古高南	0.4
古高北	0.2
守山南中学校前	0.3
金森	0.3
金森東	0.3
守山高校西	0.3
守山市立図書館	0.3
県立総合病院口	0.6
県立総合病院	0.2
守山市民病院前	0.2
守山市役所	0.3
吉身公民館前	0.3
油池	0.5
守山駅西口	0.6
合計	14.5

大宝循環線

草津駅西口	
エストピアホテル前	0.3
西大路	0.2
野村一丁目	0.2
草津年金事務所	0.3
平井会館	0.3
新平井橋	0.3
スダレ西児童遊園	0.4
小平井団地	0.3
小平井	0.3
小平井一区	0.3
小平井口	0.3
マックスバリュース駒井沢	0.5
富田クリニック	0.4
草津ハートセンター	0.3
ひだまりの家	0.7
十里口	0.5
霊仙寺住宅	0.2
コミュニティセンター大宝西	0.2
霊仙寺五丁目	0.4
霊仙寺	0.6
新霊仙寺橋	0.3
大宝郵便局西	0.2
大宝郵便局前	0.2
栗東駅西口	0.4
大宝郵便局前	0.4
北中小路	0.2
二町	0.6
物部小学校前	0.4
古高南	0.4
古高北	0.2
守山南中学校前	0.3
金森	0.3
金森東	0.3
守山高校西	0.3
守山市立図書館	0.3
県立総合病院	0.6
県立総合病院口	0.2
守山市民病院前	0.2
守山市役所	0.3
吉身公民館前	0.3
油池	0.5
守山駅西口	0.6
	14.5

宅屋線（守山駅延伸）

往路	
草津駅西口	
渋川福複センター	1.4
草津東高校	0.4
西渋川二丁目	0.4
葉山川橋	0.1
県道笠川	0.2
市川原	0.2
花園	0.3
荻原	0.5
荻原東	0.2
縄三丁目	0.2
栗東駅東口	0.4
さくら前	0.4
大宝東小学校前	0.8
阿村	0.3
勝部	0.3
千代	0.6
アグリ郷	0.5
済生会病院	1.1
大橋三丁目	0.2
県道宅屋口	0.5
高野郵便局前	0.4
コミュニティーセンター葉山	0.3
辻	0.5
国道辻	0.3
出庭	0.3
岡町	0.8
浮気	0.5
浮気東口団地前	0.3
守山駅東口	0.3
	12.7

復路	
守山駅東口	
浮気東口団地前	0.3
浮気	0.3
岡町	0.5
出庭	0.8
国道辻	0.3
辻	0.3
コミュニティーセンター葉山	0.5
高野郵便局前	0.3
県道宅屋口	0.4
やすらぎの家	0.5
済生会病院	1.0
大橋三丁目	0.2
宅屋口	0.3
やすらぎの家	0.6
アグリ郷	0.3
千代	0.5
勝部	0.6
阿村	0.3
大宝東小学校前	0.3
さくら前	0.8
栗東駅東口	0.4
縄三丁目	0.4
荻原東	0.2
荻原	0.2
花園	0.5
市川原	0.3
県道笠川	0.2
葉山川橋	0.2
西渋川二丁目	0.1
草津東高校	0.4
渋川福複センター	0.4
草津駅西口	1.4
	13.8

笠縫東常盤線

草津駅西口	
西渋川一丁目	0.5
野村八丁目	1.4
グリーンハイツ	0.4
ワークステーション若竹	0.3
川原	0.1
笠縫東まちづくりセンター	0.4
新堂中学校	1.1
新堂	0.8
穴村	0.2
常盤郵便局	0.4
常盤まちづくりセンター	0.2
片岡	0.4
バロー草津下物店	0.3
芦浦観音寺	0.5
常盤東総合センター	0.4
長束会館	0.4
上寺憩いの家	0.4
上寺生協前	0.3
新堂	0.4
新堂中学校前	0.8
笠縫東まちづくりセンター	1.1
川原	0.4
ワークステーション若竹	0.1
グリーンハイツ	0.3
野村八丁目	0.4
西渋川一丁目	1.4
草津駅西口	0.5
合計	13.9

山田線

草津駅西口	
大路井栄町	0.2
西大路	0.4
野村運動公園口	0.1
新田会館	0.5
図書館前	0.4
米花団地口	0.2
草津団地	0.3
三ツ池町	0.2
木ノ川東	0.8
木ノ川	0.3
五条ふれあい会館口	0.4
山田五条	0.2
山田まちづくりセンター	0.3
渡海神社前	0.1
山田町会館	0.3
レークサイドタウン	0.3
ポイントバケーション前	1.2
北山田浜	0.5
中ノ町	0.3
北山田町会館	0.3
北山田口	0.4
山田小学校	0.3
陽の丘団地口	0.4
北山田診療所	0.1
陽の丘団地	0.4
上笠橋口	0.2
出屋敷西	0.2
出屋敷東	0.6
草津高校南口	0.2
湖都町西口	0.4
三ツ池町	0.2
草津団地	0.2
米花団地口	0.3
図書館前	0.2
新田会館	0.4
野村運動公園口	0.5
西大路	0.1
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	13.0

山田線（短縮）

草津駅西口	
大路井栄町	0.2
西大路	0.4
野村運動公園口	0.1
新田会館	0.5
図書館前	0.4
米花団地口	0.2
草津団地	0.3
三ツ池町	0.2
湖都町西口	0.2
草津高校南口	0.4
出屋敷東	0.2
出屋敷西	0.6
上笠橋口	0.2
陽の丘団地	0.2
北山田診療所	0.4
陽の丘団地口	0.1
山田小学校	0.4
北山田口	0.3
北山田町会館	0.4
中ノ町	0.3
北山田浜	0.3
ポイントバケーション前	0.5
レークサイドタウン	1.2
山田町会館	0.3
渡海神社前	0.3
山田まちづくりセンター	0.3
山田五条	0.2
五条ふれあい会館口	0.2
木ノ川	0.4
木ノ川東	0.3
三ツ池町	0.8
草津団地	0.2
米花団地口	0.3
図書館前	0.2
新田会館	0.4
野村運動公園口	0.5
西大路	0.1
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
	13.1

木ノ川	
五条ふれあい会館口	0.4
山田五条	0.2
山田まちづくりセンター	0.3
渡海神社前	0.3
山田町会館	0.3
レークサイドタウン	0.3
ポイントバケーション前	1.2
北山田浜	0.5
中ノ町	0.3
北山田町会館	0.3
北山田口	0.4
山田小学校	0.3
陽の丘団地口	0.4
北山田診療所	0.1
陽の丘団地	0.4
上笠橋口	0.2
出屋敷西	0.2
出屋敷東	0.6
草津高校南口	0.2
湖都町西口	0.4
三ツ池町	0.2
草津団地	0.2
米花団地口	0.3
図書館前	0.2
新田会館	0.4
野村運動公園口	0.5
西大路	0.1
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	9.8

[illegible]

上笠平井循環線

草津駅西口	
西渋川一丁目	0.5
野村八丁目	0.9
野村会館	0.4
ハローワーク草津	0.2
上笠郵便局	0.6
上笠天満宮	0.5
ワークステーション若竹	0.3
笠縫東小学校	0.5
平井会館	0.7
新平井橋	0.3
草津東高	0.5
渋川福複センター	0.4
草津駅西口	1.4
合計	7.2

草津駅下笠線

草津駅西口	
大路井栄町	0.2
西大路	0.4
野村運動公園前	0.4
市金工業前	0.2
東上笠	0.3
フレットマート上笠店前	0.2
松原中学校前	0.7
下笠	0.5
小屋場	0.4
ai彩ひろば前	0.8
下笠西	1.8
下笠会館前	0.2
老杉神社前	0.7
下出	0.8
下笠	0.5
小屋場	0.4
市民総合体育館前	0.5
上笠橋	0.4
フレットマート上笠店前	0.4
東上笠	0.2
市金工業前	0.3
野村運動公園前	0.2
西大路	0.4
大路井栄町	0.4
草津駅西口	0.2
合計	11.5

商店街循環線

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
図書館前	1.15
西草津一丁目	0.45
オムロン北門	0.60
グリーンピア東口	0.30
高校前	0.30
立木神社前	0.40
道灌蔵	0.20
くさつ夢本陣	0.20
草津宿本陣	0.20
九谷医院前	0.20
タワー１１１	0.10
大路	0.10
草津駅東口	0.20
合計	4.80

商店街循環線

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
図書館前	1.15
西草津一丁目	0.45
オムロン北門	0.60
グリーンピア東口	0.30
高校前	0.30
立木神社前	0.40
道灌蔵	0.20
くさつ夢本陣	0.20
草津宿本陣	0.20
九谷医院前	0.20
タワー１１１	0.10
草津駅東口	0.30
合計	4.80

草津駅医大線（往路）

草津駅東口	
アーバンホテル草津	0.40
九谷医院前	0.20
タワー111	0.10
小汐井神社	0.20
新屋敷	0.20
草津川橋	0.30
草津一丁目	0.30
本陣東口	0.20
草津農協	0.20
草津市役所	0.30
草津三丁目	0.30
立木神社前	0.10
宮町会館	0.40
南平公園前	0.30
矢倉一丁目	0.10
矢倉会館	0.60
大塚団地	0.40
下北池北口	0.30
光泉高校前	0.30
片原公園前	0.20
川ノ下中央	0.30
南草津駅西口	0.50
川ノ下中央	0.50
フレンドマート南草津店前	0.30
老上まちづくりセンター	0.30
治田神社	0.50
開華	0.60
笠堂公園	0.60
南笠公民館	0.70
国道南笠	0.40
南笠東三丁目	0.20
わおんの広場	0.30
南笠東まちづくりセンター	0.20
狼川	0.40
南笠東小学校	0.20
笠山ふれあい広場	0.30
あゆみの広場	0.30
笠山神社	0.10
笠山たんぽぽ公園	0.30
笠山六丁目	0.20
びわ湖レストタウン	0.40
長寿社会福祉センター	0.50
草津養護学校	1.20
県立総合福祉センター	0.50
大学病院	0.80
合計	16.00

草津駅医大線（復路）

大学病院	
県立総合福祉センター	0.80
草津養護学校	0.60
長寿社会福祉センター	1.10
びわ湖レストタウン	0.50
笠山六丁目	0.40
笠山たんぽぽ公園	0.20
笠山神社	0.30
あゆみの広場	0.10
笠山ふれあい広場	0.30
南笠東小学校	0.30
狼川	0.20
わおんの広場	0.30
南笠東まちづくりセンター	0.20
南笠東三丁目	0.40
国道南笠	0.20
南笠公民館	0.40
笠堂公園	0.70
開華	0.60
治田神社	0.60
老上まちづくりセンター	0.50
フレンドマート南草津店前	0.30
川ノ下中央	0.30
南草津駅西口	0.50
川ノ下中央	0.50
片原公園前	0.30
光泉高校前	0.20
下北池北口	0.30
大塚団地	0.30
矢倉会館	0.40
矢倉一丁目	0.30
南平公園前	0.20
宮町会館	0.10
立木神社前	0.40
草津市役所	0.40
草津農協	0.30
本陣東口	0.20
草津一丁目	0.20
草津川橋	0.30
国道草津	0.30
大路	0.30
草津駅東口	0.30
合計	15.10

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助 対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	2	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース
		3	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース
		4	(13) 草津駅医大線	小型車両			29	R4.1			リース

- (注)
1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助 対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	2	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース
		3	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース

- (注)
1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助 対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(11) 草津駅下笠線	小型車両			29	R6.2			一括
	帝産湖南交通(株)	2	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース
		3	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース

- (注)
1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	帝産湖南交通(株)	1	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース
草津市		2	(12) 商店街循環線	小型車両			11	R8.10			リース

- (注)
1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

7.4 地域公共交通計画の目標

本市における地域公共交通の課題を解決し、計画の基本理念および基本方針の達成状況を確認するため、計画の目標、評価指標および数値目標を基本方針ごとに設定しました。

基本方針 1 利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの形成			
個別目標		現状値 2023 年（令和 5 年）	目標値 2033 年（令和 15 年度）
目標①	地域公共交通の利便性に満足している市民の割合※1 考え方：利便性の高い地域公共交通を構築することで、市民の地域公共交通に対する満足度の向上を目指します。前計画策定以降の 5 年間で満足している市民の割合は 4.3 ポイント増加しており、今後も引き続き増加を目指します（増加割合は同程度と設定）。 ※1 草津市のまちづくりについての市民意識調査より計測	45.9（%）	55.4（%）
目標②	地域公共交通に対する市の財政負担額（現状維持）※2 考え方：人件費・燃料費が高騰するなか、運行の効率化を図りつつネットワークを維持することを考慮し、路線維持に係る市の財政負担額の 2023 年（令和 5 年度予算額）の水準維持を目指します。 ※2 市の普通会計決算より計測。 ※3 社会情勢の変化に伴って、運行費用が増大する場合は目標値を検討のうえ、再設定する。	90,769（千円/年）	90,769（千円/年）以下※3
目標③	市の補助路線の収支差（現状維持）※4 考え方：運行の効率化等を通じ、運行経費の縮減や収益増加を図ることで 2023 年（令和 5 年度予算額）水準の収支差からの改善を目指します。 ※4 市が補助対象とする路線（近江大橋線、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、まめタクの合計）の収支差を事業者資料より計測	108,552（千円/年）	108,552（千円/年）以下

基本方針 2		多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保（多様な輸送資源の総動員）		
個別目標		現状値 2022 年（令和 4 年）	目標値 2033 年（令和 15 年度）	
目標④	地域公共交通カバー率（人口）※5	94.9（％）	94.9（％）以上	
	考え方：地域公共交通カバー率（鉄道駅勢圏 800m、バス停勢圏 300m）は現状で約 94.9％と高く、今後、運行の効率化を図るなかでも日常生活を支える地域公共交通の現状維持を目指します。 ※5 地域公共交通路線図、国勢調査（地域メッシュ統計）より計測。			
目標⑤	福祉分野等と連携した移動サービスの事業者数※6	福祉有償運送の登録事業者数	3（事業者）	3（事業者）以上
		地域支え合い運送事業実施団体数	4（団体）	6（団体）以上
		地域公共交通と一体となったサービスを実施した事業者数	0（事業者）	1（事業者）以上
	考え方：福祉分野等の地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の充実に向けて、福祉有償運送の登録事業者数、地域支え合い運送事業実施団体数、地域公共交通と一体となったサービスを実施した事業者数の増加を目指します。 ※6 市への届け出申請等より計測			
目標⑥	公共交通機関等の乗り継ぎ拠点数※7	7（箇所）	35（箇所）以上	
	考え方：利用目的に応じて公共交通機関等を利用できるように公共交通機関の乗り継ぎ拠点の増加を目指します。なお、まめタクは現行の志津地域での運行から将来的には計 5 地域への拡大を図ること見据え、各地域における乗り継ぎ拠点数として志津地域と同程度を目指します。 ・路線バス、まめバス、草津・栗東・守山くるっとバス、まめタク、病院・公的機関等の送迎バスなど複数の移動サービスを乗り継ぐことのできる拠点の数 ・まめバス・草津・栗東・守山くるっとバス⇄路線バスの乗り継ぎ拠点 3 （草津駅西口、草津駅東口、南草津駅西口） ・まめタク⇄路線バス・まめバス・草津・栗東・守山くるっとバス乗り継ぎ拠点 4 （追分口、志津小前、馬場、スターグリーンビル店） ※7 地域公共交通路線図より乗り継ぎ拠点数を計測			

基本方針 3		地域公共交通を支える体制・仕組みづくり（市民、民間・交通事業者、行政の連携）		
個別目標			現状値 2022 年（令和 4 年）	目標値 2033 年（令和 15 年度）
目標⑦	地域公共交通の利用者数※8	鉄道	48.3（千人/日）※9	60.0（千人/日）以上
		路線バス	822.5（万人/年）	870.6（万人/年）以上
		まめバス等	13.5（万人/年）	14.6（万人/年）以上
		まめタク	0.1（万人/年）	0.6（万人/年）以上
	考え方：地域公共交通の利用促進を図り、利用者数の増加を目指します（2019 年（令和元年）の水準）。 なお、まめタクは現行の志津地域での運行から将来的には計 5 地域への拡大を図ること見据え、各地域における利用者数として志津地域と同程度を目指します。 ※8 鉄道：JR 草津駅、JR 南草津駅計の乗車人数（草津市統計書）、路線バス：帝産湖南交通、近江鉄道大津営業所の利用者数（事業者資料）、まめバス等・まめタク：全路線（市資料）より計測 ※9 2022 年（令和 4 年）実績が公開されていないため、2021 年（令和 3 年）実績を掲載			
目標⑧	運転免許自主返納率（65 歳以上）※10		2.3（%）	4.3（%）以上
	考え方：自家用車に過度に頼ることなく、地域公共交通は自分たちで守り育てる意識を醸成し、運転免許自主返納率の向上を目指します。 前計画策定以降の 5 年間で毎年 of 免許返納者数は平均すると約 27 人/年ずつ増加しており、今後も引き続き増加を目指します（増加割合は同程度と設定）。 ※10 滋賀県警察本部の滋賀の交通より計測（運転免許証の自主返納者数田高齢者の免許保有者数）			
目標⑨	地域・関係機関等との意見交換会の実施回数 ※11		5（回）	10（回）以上
	考え方：地域公共交通を支える体制・仕組みづくりに向け、地域や関係機関等との連携施策を検討する意見交換の場を増加させ、各地域・交通事業者と 1 回以上/年を目指します。 地域：計 5 回（まめタク拡大予定の 5 地域）、 交通事業者：計 5 回（鉄道・バス・タクシー事業者） ※11 関係機関と意見交換を実施した回数を計測			

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する路線【国、滋賀県、草津市、栗東市、守山市運行費等支援】

草津市では、現在運行している地域幹線・地域内支線・地域内補完については、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）等を活用しています。これらの路線は、計画策定後の将来の地域公共交通ネットワークにおいても継続して地域幹線・地域内支線・地域内補完としての機能することから、本計画で行政による支援方針を新たに位置づけます。

位置づけ	地域幹線	地域内支線	地域内補完	
役割	地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成する路線であり、JR 草津駅および JR 南草津駅を発着地として、市内の生活拠点や大学、工業団地、医療施設等を結ぶとともに、隣接市との広域移動や通勤・通学をはじめとする比較的大量な移動を担う。	JR 草津駅および JR 南草津駅を発着地とする支線であり、路線バスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る移動を中心に支える。	本市内の生活拠点と既存地域および域内の主要施設を循環する支線であり、需要が少ない地域等における住民生活に係る移動を中心に支える。	
必要性	隣接市との広域移動や通勤・通学において不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。	路線バスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。	路線バスやまめバスでカバーできない交通不便地における住民生活に係る不可欠な機能を提供しており、今後も継続した運行が必要な一方、交通事業者、県や市だけでは路線維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業による運行の維持・確保が必要です。	
対象路線・経路（起点・経由地・終点）	■ 近江鉄道㈱ ・近江大橋線 〔経路〕浜大津～下笠中央～草津駅西口	■ 草津・栗東・守山くるっとバス ・大宝循環線 〔経路〕草津駅西口～栗東駅西口～守山駅西口 ・宅屋線 〔経路〕草津駅西口～栗東駅東口～守山駅東口	■ 近江鉄道㈱ ・上笠平井循環線 〔経路〕草津駅西口～上笠郵便局～草津駅西口 ■ まめバス ・商店街循環線 〔経路〕草津駅東口～草津宿本陣～草津駅東口 ・草津駅医大線 〔経路〕草津駅東口～南草津駅西口～大学病院 ・山田線 〔経路〕草津駅西口～北山田浜～草津駅西口 ・笠縫東常盤線 〔経路〕草津駅西口～常盤まちづくりセンター～草津駅西口 ・草津駅下笠線 〔経路〕草津駅西口～老杉神社前～草津駅西口	■ まめタク ・山田学区（北山田線、不動浜線、木川線） 〔経路〕フレンドマート上笠店～北山田浜・木ノ川・山田～フレンドマート上笠店 ・笠縫学区、老上西・老上学区（路線名未定） 将来的に地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用した運行を目指す
運行態様	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行	路線不定期運行
補助事業の活用	地域間幹線系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）	地域内フィーダー系統補助（国） 補助金による運行費確保（県、市）
事業および実施主体の概要	事業 ・道路運送法 第4条 一般乗合旅客自動車運送事業 および ・本計画を策定し、地域公共交通にかかる基本理念や将来ネットワーク、実施すべき施策等を規定（実施主体：草津市地域公共交通活性化再生協議会（草津市地域公共交通会議を含む）） 実施主体 ・本計画に基づき各種施策を推進（実施主体：本計画の個別施策に基づく）			
	・路線の運行 近江鉄道㈱ 近江大橋線 実施主体：バス事業者 草津・栗東・守山くるっとバス 大宝循環線、宅屋線 実施主体：草津市、栗東市、守山市、運送者：近江鉄道㈱	・路線の運行 近江鉄道㈱ 上笠平井循環線 実施主体：バス事業者 まめバス 商店街循環線 実施主体：草津市、運送者：帝産湖南交通㈱ 草津駅医大線 実施主体：草津市、運送者：帝産湖南交通㈱ 山田線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道㈱ 笠縫東常盤線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道㈱ 草津駅下笠線 実施主体：草津市、運送者：近江鉄道㈱	・路線の運行 まめタク 山田学区（北山田線、不動浜線、木川線） 笠縫学区、老上西・老上学区（路線名未定） 実施主体：草津市、運送者：近江タクシー㈱	

9. 計画の進捗管理

9.1 計画の評価および推進体制

本計画を推進していくうえでは、基本方針および目標の実現に向けた事業や取組の実施状況および目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理していくことが重要となります。そのため、計画策定後も継続的に「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を開催し、市民（地域）、交通事業者、市（行政）および関係機関と意見交換を行い、協働・連携により計画を推進します。

また、コロナ禍をはじめとする社会情勢や市民ニーズの変化、事業を進めていくなかでの新たな課題に柔軟に対応するため、PDCA サイクルの考え方にに基づき、個別施策の実施状況を定期的に評価するとともに、計画 5 年目となる 2028 年（令和 10 年）度などに必要に応じ計画の見直しを図っていきます。

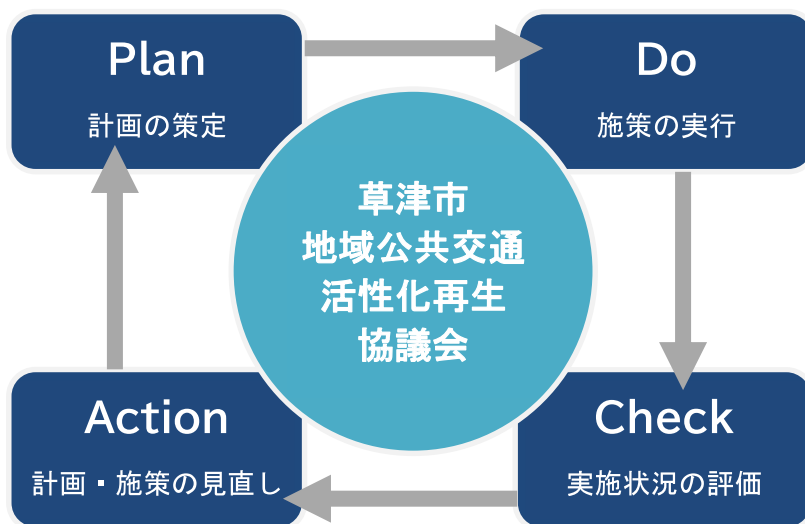


図 9-1 PDCA サイクルのイメージ